



商標審査便覧の改訂により、商標法3条1項柱書きの適用が変更されたと聞きました。どのような場合に、出願商標の使用または商標の使用意思の確認のための拒絶理由（3条1項柱書き）が通知されるのか教えてください。



(神奈川県 T. A)



1. 商標審査便覧の改訂

本年4月2日以降に審査・審理を行う出願について、改訂後の新たな審査便覧が適用されることになりました。

新たな審査便覧では、3条1項柱書き(商標の使用または使用意思の確認)に関する審査実務が大きく変更されたため、注目を集めています。

【改訂のポイント(3条1項柱書き)】

- ① 類似群コード(以下、類似群)のカウント方法について、1区分内における指定商品・役務に付与されている類似群数を単純にカウントする。例えば、審査便覧改訂前に1個としてカウントを行っていた複数類似群が付与されている商品・役務についても、1個ではなく、付与されている数をカウントする。
② 1区分内における類似群の上限数は、22とする。
③ 小売等役務に係る取り扱いについては変更しない。
④ 商標の使用意思を明記した文書も援用できる。ただし、出願後3~4年以内に商標の使用または商標の使用意思があることに合理的な疑義がある場合は、あらためて確認を行う。

2. 具体例

例えば商標出願が下記のケースに該当すると、3条1項柱書きの拒絶理由が通知されます。

(1) 小売等役務について

- ① 総合小売等役務に該当する役務を個人(自然人)が指定した場合。
② 総合小売等役務に該当する役務を法人が指定した場合であって、「自己の業務に係る商品又は役務について使用」するものであるか否かについて職権で調査しても、出願人が総合小売等役務を行っているとは認められない場合。
③ 類似の関係にない複数の小売等役務を指定した場合。

Table with 4 columns: カウント, 類似群, 区分, 指定役務. Rows include 35K02, 35, 被服の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 35K03, 35, 飲食品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供.

※1区分内の類似群のカウントの合計が2になるため、拒絶理由が通知される。

(2) 小売等役務以外の商品・役務の全般について

- ① 1区分内での商品・役務の指定が広い範囲に及んでいる場合。具体的には、原則として、1区分内において、

23以上の類似群にわたる商品・役務を指定している場合には、指定が広い範囲に及んでいるため、指定商品・役務について商標の使用または使用意思があることに疑義があるものとして、その確認を行う。

Table with 4 columns: カウント, 類似群, 区分, 指定役務. Rows include 36G01, 41, 当せん金付証券の発表, 41A01, 41, 枝芸・スポーツ又は知識の教授, 41K01, 41, オンラインによるゲームの提供, 41Z99, 41.

※1区分内の類似群のカウントの合計が23となるため、拒絶理由が通知される。

3. 改訂のメリット

小売等役務以外の商品・役務について、従来は3条1項柱書きの拒絶理由を回避するため、1区分内の指定商品の類似群のカウントを原則7以下に抑える必要がありましたが、本改訂によりこれが22まで拡充されたため、多くの商品等を指定して出願しやすくなりました。

また、商標の使用意思を明記した文書も援用できるようになった点を考慮すると、ユーザーにとって有利な改訂といえるでしょう。